

## 就業系列①

### 有关归国者雇用对策及公共职业训练

现下，在世界经济危机的大潮中，日本的就业形势也变得日益严峻。对于那些在获取就业信息等方面时常存在困难的归国者（第二、三代）来说，就业环境或许更为严酷一些。自本期起，我们打算围绕就业信息开设一个系列栏目，以求为大家的就职活动助一臂之力。

在这一期里，我们首先为您提供一些归国者雇用对策及公共职业训练信息。

#### 1 归国者雇用对策

为了使归国者第一代谋求到安定的生活，自平成 20 年 4 月起，国家实施了国民年金的特例支給。然而对于需要赡养第一代归国者的第二、三代来说，国家从有必要强化支援其就业政策的角度出发，于平成 21 年度，针对归国者（第二、三代）及其雇主，实施了名为“就职支援计划”的支援及扶助措施。

##### (1) 职业商谈、职业介绍等

ハローワーク（公共职业安定所）与相关机构合作，开发并促成归国者寻求符合其特性、有助于其发挥自身汉语特长的工种（如：贸易公司、旅行社、有关金融方面的企业、饭店、餐饮服务业等）。

##### ①与生活支援联动的职业商谈

中国归国者定着促进中心及中国归国者支援・交流中心，面向归国者实施与其生活支援有着联动性的职业商谈，其后根据商

しゅうろうしりーず

## 就 労 シ リ ー ズ ①

きこくしゃ こようたいさく こうきょうしよくぎょうくうれん  
帰国者雇用対策と公共職業訓練について

げんざい せかいふきょう なか にほん じょう  
現在、世界不況の中、日本の雇用状  
きょう たいへんきび  
況も大変厳しいものになっています。求  
しよくじょうほう にゆうしゆ てん こんなん かん  
職情報の入手などの点で困難を感じ  
ることの多い帰国者（2・3 世代）の方  
にとっては、就労環境が一層厳しく感じられ  
るかもしれません。本号から、就労に関する  
情報をシリーズでお届けし、皆さんの求職  
かつどう やくだ いただ おも  
活動に役立てて頂きたいと思います。

本号では、まず帰国者雇用対策と公共職業訓練について取りあげます。

#### 1 帰国者雇用对策

1 世の生活安定を図るために、平成 20  
ねん がつ こくみんねんきん とくれい しきゅう  
年 4 月から国民年金の特例支給などが  
じっし ふう  
実施されましたが、1 世を扶養する 2・3 世  
についても、その就労支援の強化が求めら  
れることから、平成 21 年度には帰国者  
（2・3 世）および雇用する事業主に対して、  
い か しゅうしよく ぶろくらむ  
以下の「就職支援プログラム」の支援、助  
成が実施されています。

##### (1) 職業相談・職業紹介等

はろーわーく そうだん しょうかいとう  
ハローワーク（公共職業安定所）は関係  
きかん れんけい とくせい おう  
機関と連携し、帰国者の特性に応じた  
ちゅうごくごのうりよく い きゅうじん れい ほう  
中国語能力を生かせる求人（例：貿  
えきがいしゃ りよこう きんゆうかんれん きぎょう ほ  
易会社、旅行会社、金融関連企業、ホ  
テル、レストランなど）を開拓し、就職促  
しん  
進します。

##### ①生活支援と連動した職業相談

ていちゃく せんたー  
中国帰国者定着促進センター、中国帰  
こくりゅう  
国者支援・交流センターにおいて、帰国

談内容，由公共职业安定所负责寻找、介绍相关的工作。

## ②由“就业支援团队”提供的就业支援

公共职业安定所与福祉事务所的负责人共同结成“就职支援团队”，为归国者提供绵密的就业支援。并安排“就业支援指导员”，专门面向归国者实施一对一的就业商谈及职业介绍等事宜。

## (2) 扶助试行雇用

实施向在一定期限内试用归国者的业主发放雇用奖金（每月 4 万×3 个月）的措施，以促进归国者适应工作环境，并推动其顺利转向长期雇用。

## (3) 职业训练

### ①实施委托训练

面向以归国者为主、以及对公共职业安定所所长推荐的人，实施贸易实际业务、旅行管理技能、电脑实际操作及餐饮服务技能等委托性职业训练。

### ②向正在接受公共职业训练的人发放训练津贴

根据公共职业安定所所长的指示，对于正在接受公共职业训练、然而不属于雇用保险法所规定的、可享受求职者津贴的归国者，在职业训练期间，向其发放“训练津贴”（每月 12~13 万日元）。（\*但是，仅限于符合条件的人）

## (4) 扶助雇用中国归国者（设特定求职者雇用开发补助金）

者に対して生活支援と連動した職業相談を行い、ハローワークはこれと連携した職業紹介を行います。

## ②「就労支援チーム」による就労支援

ハローワークと福祉事務所の担当者は「就労支援チーム」を構成して、きめ細やかな就労支援を行います。帰国者に対しマンツーマンの職業相談・職業紹介等を専門的に行う「就労支援ナビゲーター」を配置します。

## (2) トライアル雇用助成

帰国者を一定期間試行的に雇用する事業主に対して、試用雇用奨励金（月 4 万 円 × 3 ヶ月）を支給することで、帰国者の職場への適応を促し、常用雇用への円滑な移行を推進します。

## (3) 職業訓練

### ①委託訓練の実施

帰国者等をはじめとして、公共職業安定所長の斡旋を受けた方に対し、貿易実務、旅行管理技能、パソコン実務、レストランサービス技能などの委託訓練を行います。

### ②公共職業訓練受講中の訓練手当の支給

公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受ける帰国者で、雇用保険法による求职者給付の支援対象とならない方に対し、職業訓練受講期間中において「訓練手当」（月額 12~13 万円）を支給します。

（\*但し、要件を満たした方のみ）

## (4) 中国帰国者の雇い入れ助成（特定求职者雇用開発助成金）

面向那些接受公共职业安定所介绍、并作为其工人而持续雇用中国归国者的业主，发放薪金补助。（根据中小企业、大企业所规定的不同劳动时间，分别发放 30~90 万日元）

※有关公共职业训练期间的训练津贴及特定求职者雇用开发补助金的发放对象，以往规定为自归国之日起，归国时间不超过 5 年者。然而自平成 20 年度起，将归国时间扩大到了不超过 10 年。

## 2 公共职业训练

### (1) 对象

国家及都道府县面向①离职、失业者，②在职者及③初、高、大学等毕业生实施公共职业训练。

#### ①针对离职、失业者的职业训练（免费，但教材等费用需自行承担）

针对在公共职业安定所寻求工作的人，经过职业商谈后被认为有必要接受职业训练的话，便向其实施以再就业为目标的必要训练。

#### ②针对在职者、③初、高、大学等毕业生的职业训练（需缴学费）

在公共职业能力开发设施直接办理入学申请。

### (2) 负责实施的核心单位

#### ① 独立行政法人・能力开发机构 (<http://course.ehdo.go.jp>)

作为公共职业能力开发设施，“职业能力开发综合大学东京校”、“职业能力开发大学”、“职业能力开发短期大学”以及“职业能力开发促进中心”等学校，负责实施、

ハローワーク等の紹介により帰国者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金助成（中小企業・大企業の別所定労働時間の別により 30~90 万円）を行います。

※公共職業訓練中の訓練手当の支給、特定求職者雇用開発助成金については、従来帰国日から起算して 5 年を経過しない方を対象としていましたが、平成 20 年度から 10 年を経過しない方に対象を拡大しました。

## 2 公共職業訓練

### (1) 对象

国及び都道府県は、①離職者、②在職者、及び③学卒者に対する公共職業訓練を実施しています。

#### ①離職者訓練

（無料、テキスト代等は実費負担）

ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

#### ②在職者、③学卒者等に対する職業訓練 (有料)

公共職業能力開発施設で直接受講申し込みを受け付けています。

### (2) 実施主体

#### ① 独立行政法人雇用・能力開発機構 (<http://course.ehdo.go.jp>)

公共職業能力開発施設として「職業能力開発総合大学東京校」、「職業能力開発大学校」、「職業能力開発短期大学校」、「職業能力開発促進センター」での教育訓

开展教育训练及各类专科学校以及公共事业核心单位等不同组织委托给民间实施的各种教育训练。

## ②都道府县

负责实施、开展“职业能力开发学校”所进行的教育训练,以及各类专科学校及公共事业核心单位等不同组织委托给民间实施的教育训练。

## (3) 制度

①正在领取雇用保险的人,以及②无法领取雇用保险的人(没有加入雇用保险或已经领完雇用保险的人)所享受的职业训练制度将会不同。

### ①正在领取雇用保险的人

○可以免费接受公共职业训练。

○若是遵守公共职业安定所的指示,接受公共职业训练的话,那么在公共职业训练期间,可以领取雇用保险之基本津贴等。同时,即使训练期间超过雇用保险所规定的支付天数,也可以延长领取时限。

○拥有各种各样的训练设施及训练制度。

※即使没有领取雇用保险,有的人也可以接受公共职业训练。

### ②无法领取雇用保险的人

○曾经是学生,但是没有找到工作的人;因为待业或打零工而没有加入雇用保险的人;已经领完了雇用保险的人,都可以免费接受“紧急人材培训支援事业”( <http://www.hellowork.go.jp/> ) 所实施、开展的职业训练(“基金训练”)。

練や、<sup>かくしゅ</sup>各種学校や<sup>せんもん</sup>専門学校、事業主体団体等の<sup>みんかん</sup>民間企業への<sup>いたく</sup>委託による各種の教育訓練を実施しています。

## ②都道府県

「職業能力開発校」での教育訓練や、各種学校や専門学校、事業主体団体等の民間企業への委託による各種の教育訓練を実施しています。

## (3) 制度

職業訓練は、①雇用<sup>ほけん</sup>保険を受給<sup>じゅきゅう</sup>中の方と、②雇用保険を受給できない方(雇用保険<sup>はい</sup>に入っていない方<sup>しゅうりょう</sup>や受給終了の方)で利用<sup>りよう</sup>できる制度が<sup>ちが</sup>違います。

### ①雇用保険を受給中の方

○公共職業訓練を無料で受けることができます。

○ハローワークの受講<sup>しじ</sup>指示を受けて公共職業訓練を受ける場合、公共職業訓練期間中は、雇用保険の<sup>きほん</sup>基本手当等を受けることができ、訓練期間が<sup>きゅうふにっすう</sup>所定給付日数を超える場合は給付期間が<sup>えんちよう</sup>延長されます。

○さまざまな訓練施設や訓練制度が<sup>ようい</sup>用意されています。

※雇用保険を受給中<sup>いがい</sup>以外の方であっても、公共職業訓練を受けられる場合があります。

### ②雇用保険を受給できない方

○<sup>がくせい</sup>学生だったが就職できなかった方、<sup>ふ</sup>フリーターや<sup>ぱーとたいまー</sup>パートタイマーで雇用保険に<sup>か</sup>加入<sup>にゅう</sup>していなかった方、雇用保険の受給が<sup>しゅうりょう</sup>終了してしまった方も無料で「<sup>きん</sup>緊急人材育成支援事業」

(<http://www.hellowork.go.jp/>) による職

○有时在训练期间，还设有发放生活费的制度。

○有关实施训练的具体时日，在公共职业安定所或上述网页均有信息提供。

※即使正在领取雇用保险，有的人也可以接受“紧急人材培训支援事业”所实施的职业训练。

这些信息是否对您有些许帮助呢？各具体事宜，您可以在您住所附近的公共职业安定所（全国公共职业安定所所在地指南 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.htm>）进行咨询、商谈。下一期我们打算为您介绍公共职业安定所。

(T)



業訓練（「基金訓練」）を受けることができます。

○訓練期間中に生活費の支給がされる制度もあります。

○訓練の実施予定はハローワークか「<sup>じょう</sup>上<sup>き</sup>記<sup>さいと</sup>サイト」で確認<sup>かくにん</sup>できます。

※雇用保険を受給中の方であっても、「緊急人材育成支援事業」による職業訓練を受けられる場合があります。

みなさん参考になりましたでしょうか。詳しくはお近くのハローワーク（全国ハローワークの所在案内 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>）にて相談<sup>じかい</sup>できます。次回はハローワークについて取りあげます。

http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

(T)

